熊谷市建築物耐震改修促進計画（案）に対する意見及び市の考え方

１　意見募集期間
令和３年５月２４日（月曜日）から令和３年６月１１日（金曜日）まで

２　意見の提出者数及び意見の件数
提出者数　　１名
意見の件数　　２件

３　意見の概要及び市の考え方

該当箇所	意見の概要	市の考え方
第１章はじめに 第４項対象建築物 第１号住宅 Ｐ６	本計画の対象建築物として（１）住宅とありますが、居住世帯のある住宅と限定されています。 居住者のいる住宅が優先となるのは理解できますが、特に駅周辺は隣接する住宅との距離がほとんどないのが現状です。 明らかに傾いたり、家財道具やごみを放置したままになっている居住者のいない住宅が、災害時に近隣住民や歩行者に被害をもたらす可能性は非常に高いと考えます。 熊谷市空家等対策計画とも連携を図り、居住者のいない住宅であっても対象とするべき住宅をしっかりと洗い出し、本計画が実現されることを望みます。	管理不十分な居住者のいない旧耐震基準の住宅が災害時に被害をもたらすことが考えられます。御意見の趣旨を踏まえ、熊谷市空家等対策計画や各種計画等と連携を図りながら対策を推進してまいります。
第３章建築物の耐震化に関する施策 第２項具体的な施策	補助制度は所有者への啓発として必要不可欠であると考えますので賛同致します。しかし、相談窓口の設置、リーフレ	市民からの相談等に対応できる窓口、市政宅配講座等で使用するリーフレットは必要と考えます。御意見の趣旨を踏まえ効

Ｐ１５～２４	ットの配布やセミナーの開催については疑問が残ります。 　多数の者が利用する建築物の所有者であれば効果的かと思いますが、個人が所有する住宅や利用者の少ない雑居ビルなどの所有者へは効果が少なく、予算や労働の無駄になるのではないでしょうか？ 　自然災害の多い現代において現時点で耐震改修を実施していない建築物の所有者をいかに動かすかという点において、より効果的な施策を講じる必要があると考えます。	率的な対策を実施してまいります。